

跡見学園女子大学 教室外の活動に係る指針

1. 本指針の目的

跡見学園女子大学（以下、本学と記す。）では、正課の教室外での活動（各種学外実習、正課としてのインターンシップ等）や、正課外での教室外の活動（クラブ・サークル活動、地域交流活動等）を、健全な教育・学生生活を進めるうえで欠かせないものと考え、本学の教職員・学生が関わる教室外の活動を再開するにあたり、どのような状況において、どのような活動が実施可能かについての基本的な方針を示すとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、教室外の活動において教職員・学生・関係者が留意すべき基本的な感染症拡大防止対策について示す。

2. 教室外の活動再開についての基本的方針

本学において授業形態判断に際して設定された感染レベル判断に準じて、表1のとおり、正課の学外実習（各種学外実習、正課としてのインターンシップ等）、正課外の教室外活動（クラブ・サークル活動、地域交流活動等）の制限を設定し、感染レベルに対応した教室外の活動の再開を認める。

具体的には、レベル0の場合は、正課・正課外問わず、教室外の活動について特に制限は設けない。レベル1以降の場合について、正課・正課外で分けて限定的に活動を認める。正課の教室外活動は、学修機会の確保の観点から、レベル1～3においては、活動（制度）の趣旨に従って関係する学部・部局が可能と判断した場合は実施することを可能とする。個別の活動の実施についての判断は、関係する学部・部局で行う。レベル4の場合は、正課であっても教室外の活動は認めず、代替する手段を検討する。正課外の教室外での活動については、レベル1においては、正課と同様、関係する学部・部局が可能と判断した場合は実施することを可能とする。レベル2においては、正課外の教室外の活動はオンラインのみ許可し、対面出の実施は認めない。ただし、団体の存続上どうしても必要な場合等やむを得ない場合のみ、学長の判断で実施できることとする。レベル3および4においては、正課外の教室外の活動については、オンラインのみ許可し、対面での活動は認めない。

表1. 感染レベルに応じた教室外の活動の制限一覧

レベル	判断基準	授業形態	正課の教室外活動 （各種学外実習、正課としての インターンシップ等）	正課外の教室外活動 （クラブ・サークル活動、 地域交流活動等）
レベル0	平常時	対面授業のみ	特に制限を設けない	特に制限を設けない
レベル1	感染者が一定程度にとどまっている状態	対面授業＋ 遠隔授業	感染症拡大防止対策を講じることを前提に、活動（制度）の趣旨に従って関係学部・部局が可能と判断した場合は実施可能。	感染症拡大防止対策を講じることを前提に、関係部局が判断した場合は実施可能。

レベル 2	感染への高度な警戒が必要な場合	対面授業＋遠隔授業	感染症拡大防止対策を講じることを前提に、活動（制度）の趣旨に従って関係学部・部局が可能と判断した場合は実施可能。	原則、オンラインのみ許可し、対面での活動は認めない。
レベル 3	感染へのより高度な警戒が必要な場合	対面授業＋遠隔授業	感染症拡大防止対策を講じることを前提に、活動（制度）の趣旨に従って関係学部・部局が可能と判断した場合は実施可能。	オンラインのみ許可し、対面での活動は認めない。
レベル 4	感染拡大により教職員が出勤できない状態	遠隔授業のみ	学外実習は実施せず、別の方法での代替等を検討する。	オンラインのみ許可し、対面での活動は認めない。

3. 教室外の活動再開にあたっての感染症拡大防止に向けた基本的注意事項

ここでは、レベル 1 以降の感染状況において、正課・正課外問わず、本学の教職員・学生および学外関係者が教室外で活動する際に留意すべき、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の基本的な注意事項について示す。

（1） 基本的な感染症拡大防止対策の徹底

本学において既に公表されている感染症拡大防止対策（「【新入生・在学生の皆様へ】新型コロナウイルス感染症対策に関する注意事項について」（2020 年 4 月 1 日公表）、「課外活動等再開にあたっての諸注意について」（2020 年 9 月 26 日公表））は、正課・正課外問わず、教室外の活動で活動する際には徹底すること。

また、正課外の教室外の活動を行うにあたっては、改めてオンラインツールで代替ができないかを検討し、実際に集まって活動をする必要がある場合も、必要最小限の人数で実施することを検討すること。

（2） 教室外の活動にあたって特に注意すべきこと

（活動前後における感染症拡大防止対策の徹底）

教室外の活動にあたっては、活動期間のみならず活動前後においても感染症拡大防止を徹底すること。活動場所への移動時は極力集団での行動を避け、活動の性質上集団での移動が必要な場合も、身体的距離の取りにくい環境や換気の十分ではない環境においては、大声での会話を避けること。

（交流会や懇親会等の自粛）

教室外の活動の前後において、参加者同士の交流を深めるために飲食を伴う会合（交流会や懇親会等）は行うことは自粛すること。

（遠方への移動と宿泊）

南関東エリア以外の遠方に行く活動や宿泊を伴う活動については、その必要性を十分に吟味のうえ、必要最小限の範囲で行うこと。また、移動時に集団で行動する場合でも、座席が隣同士になることを避けるなど、十分な身体的距離をとること。また、宿泊に際しては、複数の参加者が同室に宿泊することを避

けることはもちろん、同室に留まることも避けること。

（学外関係者への対策の徹底の依頼）

教室外の活動にあたっては、活動に係る学外関係者にも事前に本指針や担当学部・部署が定める方針を伝え、感染症拡大防止対策の徹底を依頼すること。

（参加者の記録）

教室外の活動にあたっては、担当学部・部署の定める方法で責任者が参加者名簿を作成し、参加者の健康状態や連絡先を把握すること。

（感染者発生時またはその疑いがある場合の対応）

教室外の活動を実施した後に参加者に新型コロナウイルス感染者が出た場合、また出たとの疑いがある場合は、担当の学部・部署に報告し、その指示に従うこと。